



令和 8 年 7 月 30 日

国土政策局総合計画課

地域生活圏形成に取り組む主体の認定を開始します！ ～「民間の地域経営主体」を国が認定～

「地域生活圏」の形成に向けて、生活サービスの維持・地域課題の解決に計画的・具体的に取り組む主体を後押しするため、「民間の地域経営主体」を国が認定します。

- 人口減少、少子高齢化が進むことにより、地域の暮らしを支える中心的生活サービス提供機能が低下・喪失するおそれがある中、日常の暮らしに必要な生活サービスが持続的に提供される「地域生活圏」の形成を目指すことが重要です。
- その形成に向けては、自身の人材・情報・ノウハウ等のリソースを活用しながら、地域内外の様々な主体をつなぎ、地域全体のマネジメント・課題解決を行う「民間の地域経営主体」がキープレイヤーであり、国土交通省では、その取組を支援してきました。
- 今般、民間の地域経営主体の活動をさらに後押しするため、中長期にわたり地域生活圏の形成に取り組む意思・プランを有する主体を、国土政策局長が認定することとしました。
本認定により、地域での信用・信頼付与が期待されるとともに、国土政策局の認定地域担当支援官によるワンストップでの関連支援策の紹介・助言体制を提供することで、民間の地域経営主体の地域課題解決の取組を強力に後押ししていきます。

<スケジュール>

- 認定申請については今秋から募集開始予定です。随時、事前相談を承っております。
※募集開始時期・期間等の具体的なスケジュールについては改めてお知らせします。

(参考)

地域生活圏について 国土交通省ホームページ

https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000164.html

認定要綱の詳細 国土交通省ホームページ

https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_fr3_000078.html

<問合せ先>

国土政策局総合計画課 米田、水田

TEL : 03-5253-8111 (内線 29-318)、03-5253-8356 (直通)

Mail : hqt-chiikiseikatsuken■gxb.mlit.go.jp

(メール送信の際は「■」を「@」(半角)に置き換えてください)

必要性・目的

- ✓ 民間の地域経営主体の存在・取組について、自治体・事業者・住民らの理解を得ることに苦心するケースあり
➡ 一定の地域経営主体を国が認定することで、地域社会の信頼・信用につながり、同主体が活動しやすくする
- ✓ 地域生活圏の形成に向けて、交通・買い物・医療・教育等、地域経営主体が関与する分野は多種多様であり、取組推進に際しての課題・疑問等を誰に相談していいのかわからない
➡ 中長期にわたり取り組む意思・プランを有する地域経営主体に対して、国がワンストップで関連支援策の紹介や助言等の支援を行い、生活サービスの維持・地域課題の解決に計画的・具体的にに取り組む主体を後押し

施策の概要

民間の地域経営主体に対する認定要綱

<要綱の詳細>

- 中長期にわたり地域生活圏の形成に取り組む意思・プランを有する民間の地域経営主体を、国土政策局長が認定。
- 認定を受けようとする民間法人は、地域生活圏を形成する対象地域、申請者が果たす役割、実施する取組の内容等を記載した必要書類を作成し、申請。
- 国土政策局長は、以下のような基準を基に審査を行い、有識者に意見を聴取した上で、認定を行う。
 - ・ 申請者が地域全体のマネジメント役、地域のプレイヤー間の連携をコーディネートする役割を担う者であるか
 - ・ 地域の生活サービスの維持を目的としており、住民に恩恵・効果が行き届く活動内容であるか
 - ・ 認定有効期間（3年を想定。更新可）を超えて中長期に取り組む具体的プランがあるか
 - ・ 申請書類に記載された事項を実施するために必要な組織・人員、資金計画を有しているか

<効果>

- 国が認めた民間の地域経営主体であることのお墨付の付与
- 認定主体に対し、国土交通省国土政策局がワンストップで、関連支援策の紹介や助言等の支援を実施